

特定歴史公文書等のエッセンス

—電子的管理の推進で求められる国立公文書館の保存対策方針—

篠原 佐和子

はじめに

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、平成23年度から電子公文書等（歴史資料として重要な公文書等のうち電子的に作成されたもの）の受け入れを開始し、「電子公文書等の移管・保存・利用システム」（以下「電子公文書等システム」という。）において電子公文書等を保存し、また利用に供している。

電子公文書等の保存は、館にとって比較的新たな業務であるために、従来実施してきた紙媒体等の保存との違いが意識される傾向にある。例えば電子公文書等には、「媒体変換」や「フォーマット変換」といった、見読性を確保するための積極的な保存の措置がとられている。媒体変換とは、媒体の劣化や機器等の旧式化により記録の読取りができなくなる前に、新たな媒体に記録を移行する措置である。またフォーマット変換とは、デジタルの電子情報を人が理解可能なものとして再生する環境がなくなる前に、予め長期的に再生が可能と考えられるフォーマットに変換する措置である。これらの変換は、のちに説明する「エッセンス」保存の顕著な例として、電子公文書等に特有の保存措置と認識されている。媒体変換は、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、以下「特歴ガイドライン」という。）¹⁾にも示されている保存の措置であるものの、媒体変換と複製物作成の違いや、修復等における、原形保存の原則（特定歴史公文書等の原形を出来る限り変更しないこと）等との関係は、十分に理解が浸透しているとは言いがたい。

この背景には、電子公文書等の受入れが、館において未だ十分には本格化していないことがあると考えられる。電子公文書等システムは平成23年度より運用を開始し、令和2年度に10年の節目を迎えているが、この10年間で受け入れた電子公文書等は約2千冊である²⁾。着実に数を増やしてきたものの、館が所蔵する約156万冊³⁾からみると、電子公文書等の占める割合は、全体の0.1%に過ぎない。電子公文書等の受入れは年々増加傾向にあるが、令和2年度においても、館の受入れ総数22,983冊⁴⁾に対して電子公文書等は389冊であり⁵⁾、その割合は1%を超える程度である。つまりこれまで、電子公文書等の受入れ数が限られていたために、電子公文書等の保存は独特なものであるといった位置づけでも、業務が成り立ってきた一面がある。

この10年で館の電子公文書等の受入れが本格化していない要因は様々に考えられるが、行政機関において、大多数の行政文書は紙媒体で保有されていることが関係しているだろう。行政機関が保有する全ての行政文書における電子媒体の割合は、令和元年度に初めて10%を超えたところであるが、平成23年度から29年度までは、5~6%台を推移する状況が続いていた⁶⁾。ここ数年は増加傾向にあるが、これらの電子媒体で保有される行政文書も、館に移管されるのは保存期間の満了後であり、更に先のこととなる。

ところが、記録を作成する行政機関等においては、この状況を変化させる動きが進んでいる。平成31年には「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定）において、各行政機関等が今後作成・取得する行政文書については、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本とし、作成から移管又は廃棄までのプロセス全体を通じて電子化することが示された。行政文書をどのような媒体で作成するかについては、これまでは行政機関に委ねられていたのであるが、これにより電子化が原則化されたことになる。行政文書の大多数が紙媒体で保有されている現状に対し、明確な転換を迫った方針が示されたのである。電子化の推進には電子化を支える情報システム環境の整備も欠かせないが、令和3年9月にはデジタル庁が発足するなど、行政手続全体のデジタル化が推進される方向にある。このような状況を受けて、館に移管される電子公文書等は、今後数年間のうちには、確実に急増していくであろうと見込まれる。

今後の電子公文書等の増加は、単に量だけの問題ではなく、管理上の複雑さの問題も引き起こすだろう。すなわち、将来は100%に近い比率で電子公文書等のみが移管される時代が訪れるかも知れないが、おそらくそれはまだかなり先のことであり、当面は、紙媒体等と電子公文書等が混在する時代が、想像以上に長く続くことが考えられる。そのような電子的管理が推進されていく状況下において、館が今後も特定歴史公文書等の永久保存の義務を果たしていくためには、電子公文書等の保存を特別視していたこれまでの状況から一歩進め、特定歴史公文書等の全体を一体的に捉える包括的な方針のもとで、本格的な電子化に向けて、既存の業務をシフトしていく必要がある。

電子公文書等には、確かに紙媒体とは異なる保存の措置が必要なのであるが、館が所蔵する特定歴史公文書等には様々な種類の媒体があり、電子公文書等に限らず、それぞれ必要な措置は異なる。館は、媒体の種別を問わず、全ての特定歴史公文書等について、永久保存の義務を負っており、現在及び将来の利用者に対して、継続的にサービスを提供する必要があることに変わりはない。よって媒体の種別を問わず、全ての媒体に共通する保存対策方針のもとで、それぞれの媒体に適切な保存の措置を行う必要がある。電子公文書等の保存が、館の保存対策方針に適切に位置づけられるのか、今一度検証することが、本格的な電子化に向けて必要な一歩だろう。

このような課題認識のもと、本稿では電子公文書等に特有と考えられている「エッセンス」保存の概念を手がかりとして、特定歴史公文書等に共通する保存対策方針の基本的な考え方を明らかにすることを目的とする。「エッセンス」とは、電子記録の保存戦略として誕生した概念であるが、電子記録のみに適用が限定されるのではなく、あらゆる記録の保存に共通すると筆者は考えている。

「エッセンス」については本論で説明していくが、最初に筆者なりの解釈を説明しておく。

「エッセンス」とは、記録がその価値を維持するために保存されなければならない特性の比喩的表現であり、特に保存と利用が困難な媒体等の記録について、公文書館が何を残せば十分であるのかを能動的に判断し、実践し、説明していくための概念である。

公文書館は何を残すべきか、残すべき記録の価値とは何か、それを判断するのは誰か、という議論は、評価選別とも通じる課題であり、アーカイブズの本質にも関わることで、容易に答えは出ない。しかし例えば、すべての記録を保存すべきという意見も一部にはあるものの、少なくともアーカイブズの専門家の間では、今や評価選別は、責任ある管理のために必要かつ重要性の高い業務と認識されている。そして評価選別の基準には、希少性や作成年代、作成機関や業務の重要性など、様々な枠組みが検討されてきた蓄積があり、適切な記録管理においては、評価選別の基準を明確に示すことが求められている⁷。

同様に「エッセンス」保存は、記録の価値の判断を、記録を構成する各特性にも適用したものと
言える。例えば文字、色、形状などの記録に内在する特性から、出所や文脈などの記録に外在する
メタデータなどの特性などのうち、どれが重要で残すべきものかを判断し、その基準を示すことが
求められる。公文書館の責任ある持続可能な活動ということからも、また究極的には不変のものな
どなく、すべてを完全な形で永久保存することは不可能ということからも、このような説明可能で
合理的な対処は必要である。筆者のこの理解からは、媒体の種類を問わずに「エッセンス」保存を
適用できるというよりは、むしろ保存という活動は、残そうとした「エッセンス」しか残し得ない
ものである。

もちろん、「エッセンス」保存には批判や懐疑的な意見がある。本稿では、それらの批判も紹介
したい。評価選別の場合と同様に、公文書館が保存しなかった部分、すなわち欠落した特性に価値
を見出す人びとはおり、「エッセンス」の範囲を容易に合意することは難しい。しかし「エッセ
ンス」の範囲は可変であり、合意が難しいからこそ、社会の価値観とずれることのないよう、適宜見直
しをしていく必要があるだろう。

以下、1章では、館において電子公文書等の保存に「エッセンス」の概念が取り入れられた経緯
を確認する。また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号、以下「公文書管理法」
という。）をはじめとする関連法令や規則等において、電子公文書等の位置付けを確認すると共に、
「エッセンス」保存の考え方が見られることを確認する。次に2章では、この「エッセンス」の概
念がどのような背景から登場し、展開してきたのか、またどのような議論を呼んだのか、国際的な
電子記録の保存の歩みと近年の動向を確認する。そして3章では、電子公文書等以外の特定歴史公
文書等についても、これまで明確に意識はされてこなかったものの、「エッセンス」の概念が既に
存在していたことを指摘し、館の保存対策方針に「エッセンス」保存の考え方を明示する提案を行
う。

なお、本稿で意見に相当する部分は、筆者の個人的見解を述べたものであり、館の統一的な見解
ではないことをお断りしておく。

また本稿は、公文書等の全体についてではなく、その中の特定歴史公文書等について論じるもの
である。特定歴史公文書等とは、歴史資料として重要な公文書等（歴史公文書等）のうち、国立公
文書館等に移管されたものに限られる。つまり本稿では、記録をどのように作成するか、またどの
ように電子的管理を推進していくかといったことは論じておらず、どのように作成された文書であ
れ、館が受け入れた歴史公文書等を永久保存し、利用させる役割を果たすことに絞って論じている。
もちろん、記録をどのように作成するかは、重要なテーマである。特に近年、公文書館は記録の作
成よりも前段階からの積極的な参画が求められ、記録の保管者の立場に留まらずに、役割を広げ
ることが期待されている。その点で本稿が扱う範囲は、移管された公文書等の保管者としての、受け
身の公文書館の役割に限定されていると感ぜられるかも知れない。しかし本稿が論じる先に少し考
えを進めるならば、「エッセンス」の概念は、特定歴史公文書等に限定されるものでもないことは、
容易に想像されることである。組織が責任を持って何かを長期的に保存しようとする場合に共通し
て有効な考え方であり、行政機関や資料保存機関など、多くの機関が保存活動の指針を検討するう
えでも役立つものと考えている。

1. 館における電子公文書等の保存の現状

1. 1 電子公文書等の保存の経緯

館による電子公文書等の保存は、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備の検討の中で、内閣府と館が連携を図りながら取り組んできた経緯がある。平成15年5月に、内閣官房長官の意向を受けて「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」が内閣府に設置された。この研究会は7月、直ちに対応すべきことを中心とした「中間取りまとめ」⁸を提出し、それに着手した。また各国の公文書館制度の実態を調査し、12月に「諸外国における公文書等の管理・保存・利用等にかかる実態調査報告書」⁹をまとめた。この研究会は同月、「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」（以下「内閣府懇談会」という。）に格上げされ、平成16年6月に「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について」と題する報告書をまとめた。この報告書において「電子媒体である公文書等の移管・保存・利用については、諸外国においては体制整備が急速に進みつつあるが、技術的に詰める点が多いことから、各府省の文書管理担当者との連携・協力を図りつつ、別途検討の場を設けて本格的な検討を行うことが望ましい」¹⁰と提言されたことが、電子公文書等の保存の本格的な検討の始まりである。

この提言を受け、平成17年5月に、内閣府懇談会のもとに本格的な検討の場として設置されたのが「電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会」（以下「内閣府研究会」という。）である。内閣府研究会では、電子公文書の適切な移管時期及び移管方法、ウェブ上の歴史的に重要な公文書等の適切な保存、電子公文書の長期保存及びその対象、原本性の確保のための技術的課題などの具体的な検討を行い、また電子記録管理の先進国としてオーストラリア国立公文書館（The National Archives of Australia、以下「NAA」という。）を視察し、平成18年4月に結果を内閣府懇談会に報告した。内閣府懇談会は更なる検討を重ね、同年6月に「中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書」（以下「懇談会報告書」という。）¹¹を内閣官房長官に提出した。この「懇談会報告書」において、その後の館における電子公文書等の移管・保存・利用のあり方を方向付ける重要な基本的視点が示され、それに基づく提言がなされている。本稿で取り上げる「エッセンス」の概念も、この「懇談会報告書」において示されたものである。

「懇談会報告書」で示された基本的視点の中で、「エッセンス」の考え方を特に示しているのは以下の2点である。

- ・ 電子公文書等は、基本的には電子媒体のまま保存することが適当である。
- ・ 電子公文書等の長期保存に当たっては、記録としての価値を維持するのに不可欠な「エッセンス」のみを保存することが適切である。すなわち、電子公文書等の内容及び作成のコンテキスト（背景・状況・環境）は保存すべきであるが、電子公文書等の構造・機能等については、その「エッセンス」を特定し、これを保存することが適当である。¹²

電子公文書等を、紙やマイクロフィルム等に出力して保存する方法もまだ選択肢にあった中、「基本的には電子媒体のまま保存することが適当である」という原則が示されている。これは電子情報を保存する「記憶装置（storage unit/memory unit）」である半導体メモリや磁気テープ、光ディスクなどの媒体は、精密であるがゆえに劣化も早く、また読取り機器が旧式化する周期も短い

ことを考慮すると、定期的に新たな媒体に媒体変換をする必要があることを意味している。だが、「歴史資料として保存・利用の対象となるのは、電子公文書等の内容及び作成のコンテキスト（背景・状況・環境）、構造・機能等であって、CD-R、DVD等の記録媒体ではない」¹³と、媒体は保存・利用の対象とはならないことが明確に述べられている。

また、媒体が保存対象とならないことに加えて、「記録としての価値を維持するのに不可欠な「エッセンス」のみを保存することが適切である。」と「エッセンス」という表現を用いて、保存すべき対象について言及し、「電子公文書等の内容及び作成のコンテキスト（背景・状況・環境）は「エッセンス」として保存する必要があるが、電子公文書等の構造・機能等については、記録様式に応じて、その「エッセンス」を特定した上で、これを保存することが適切である」¹⁴と、保存する対象に踏み込んでいる。

これをまとめると、表1のとおりである。すなわち、No.2と3は「エッセンス」であることが確定しており保存の必要があるが、No.4はすべてを保存する必要はなく、記録様式に応じて何が「エッセンス」に該当するかを見極める必要があるとしている。

表1 記録の保存すべき要素

| No. | 記録の要素 | 保存の必要性 |
|-----|-------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 記録媒体 | 歴史資料として保存・利用の対象ではない |
| 2 | 内容 | 「エッセンス」として保存する必要がある |
| 3 | 作成のコンテキスト (背景・状況・環境) | 「エッセンス」として保存する必要がある |
| 4 | 構造・機能 | 記録様式に応じて、「エッセンス」を特定した上で保存することが適切である |

そして構造・機能等の「エッセンス」については、例えばテキスト文書については、「見た目」を紙媒体による公文書等と同様のレベルで保存できれば十分である、等を例示しているものの、「記録様式等の多様な類型ごとに、技術的実現可能性や長期的安定性、効率性等の観点から、なお検討を深める必要がある。」¹⁵と、今後の検討課題に位置づけている。

また電子公文書等は、特定のハードウェアやソフトウェア等への依存性が低く比較的長期に保存が可能と考えられるフォーマット（以下「長期保存フォーマット」という。）へ変換して保存する必要があり、「長期保存フォーマット」の策定に当たっては、記録様式等の類型ごとに特定した「エッセンス」の維持が充足すべき要件であるとしている。

以上のように「懇談会報告書」では、基本的視点を示した上で、長期保存フォーマットの策定や、保存すべき「エッセンス」の範囲の明確化などについて、今後専門的かつ実証的な研究を深めていく必要があると提言された。

内閣府研究会の活動と並行して、館においても、電子公文書等の受入れに向けた検討が進められた。館では、平成17年度からの中期目標において「電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存に向け、最適な保存媒体と管理方策等についての検討を行い、結論を得ること」¹⁶とし、この中期目標を受けて、「検討を平成17年度より行い、平成18年度を目途に結論を得ることとする」¹⁷との中期計画を作成した。これにより館は、内閣府研究会の議論の動向を踏まえつつ、調査検討を開始した。まずアーカイブズ分野における電子記録管理の国際的な到達点を把握するため、国際公文書館

会議（International Council on Archives。以下「ICA」という。）による電子記録に関する2つの報告書（ICA報告書8『アーカイブズの観点から見る電子記録管理ガイド』及びICA報告書16『電子記録：アーキビストのためのワークブック』。以下「ICA報告書8」及び「ICA報告書16」という。）の日本語訳に取り組んだ。また、海外事例や国立国会図書館等の類縁機関の動向調査、関係府省庁へのインタビュー等の幅広い活動をおこない、館への電子公文書等の移管・保存を実現する方法及び枠組みを、現実的な導入可能性を考慮しながら整理し、平成18年3月に調査研究報告書¹⁸を公表した。

このような中、IT戦略本部の「重点計画2007」¹⁹において、平成23年度から電子公文書等の館への移管及び保存を開始することが盛り込まれた。内閣府ではこの計画に基づき、「懇談会報告書」の提言をふまえながら、館に移管後の長期保存フォーマットの策定等について、平成19年度から実証的研究を実施した。続く平成20年度には、プロトタイプシステムの構築と実証試験による技術的側面の調査を中心に、電子公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの主要な機能について調査・検証を行い、調査報告書²⁰をまとめた。この報告書において、平成17年に国際標準規格となったPDF/A（ISO 19005-1：文書管理—長期保存のための電子文書ファイル形式—）²¹を、長期保存フォーマットに採用することなどが結論付けられている。これら一連の取組を経て、平成22年3月に、内閣府公文書管理課によって「電子公文書等の移管・保存・利用の具体的方法に係る方針」（以下「具体的方針」という。）が定められた。この中では、媒体変換を行うこと、原則として長期保存フォーマットに変換した上で電子公文書等システムに保存することなど、電子公文書等の受入れに係る運用ルールが簡潔に網羅されている。「具体的方針」は、あらゆる種類の電子公文書等について方針を示せたわけではなかったが²²、これにより電子公文書等の移管、保存、利用の枠組みが定められ、実施にあたっての指針を得た。

館は、平成22年度に電子公文書等システムを構築し、平成23年度より、同システムを運用して、「具体的方針」に基づく電子公文書等の受入れ、保存、利用を開始した。電子公文書等システムの運用は現在まで安定して行われており、電子公文書等の受入れは一定の軌道に乗っていると言える。ただし、「具体的方針」では示されていない事項は多くあり、情報技術や社会環境の変化に伴い、対応が困難な状況も生じつつある。そこで令和元年度には、電子公文書等システムの顕在化している問題と、あるべき姿とのギャップとしての課題、及びその対応策を検討し、令和2年7月に「電子公文書等の適切な保存に係る調査検討報告書」をまとめた²³。館における電子公文書等の保存は、「具体的方針」のもと電子公文書等システムにより行われているが、本格的な電子化を前に、これまで実施してきた移管・保存・利用の振り返りを行い、現状の課題と今後に向けた対策が求められる状況にある。

1. 2 電子公文書等の保存に関する関係法令・規則等

館は公文書管理法における「国立公文書館等」に該当する施設を設置する機関であり、館の業務は、公文書管理法の定めるところに従って行われている。よって館による電子公文書等の保存は、内閣府や館が実施した調査研究などの取組の延長線にあるだけでなく、公文書管理法の施行後である現在は、公文書管理法をはじめとする法令や現在の館の規則等のもとで行われる必要がある。

館の電子公文書等の保存に関しては、主なものとして、表2に示す関係法令・規則等がある。これらにおいて、電子公文書等がどのように位置付けられているか、特に電子公文書等を含む特定歴史公文書等に対して「エッセンス」保存の考えが見られるかを次に確認する。

表2 電子公文書等の保存に関する主な関係法令・規則等

| | |
|---|---|
| 1 | 公文書等の管理に関する法律 (平成21年7月1日法律第66号、平成28年11月28日改正) |
| 2 | 特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン (平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和3年4月14日改正) |
| 3 | 電子公文書等の移管・保存・利用の具体的方法に係る方針 (平成22年3月26日内閣府大臣官房公文書管理課) |
| 4 | 独立行政法人国立公文書館利用等規則 (平成23年4月1日規程第4号、令和3年7月27日改正) |
| 5 | 特定歴史公文書等の保存対策方針 (平成27年5月27日館長決定、平成30年10月1日改正) |
| 6 | 独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画 (平成24年3月29日館長決定、平成30年10月1日改正) |

(1) 公文書等の管理に関する法律

公文書管理法における文書とは、「図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）を含む」（第2条4項）とされ、電子公文書等は「電磁的記録」として文書に含まれる。したがって、電子公文書等についても永久保存の義務がある（第15条1項）。また特定歴史公文書等は「その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存」（第15条2項）を行う必要がある。「適切な記録媒体により」とは、逐条解説では、劣化が進んだ文書のデジタル化等や、電磁的記録についての技術の進展等を踏まえた媒体の選択が例示されており²⁴、特定歴史公文書等の保存及び利用を確保するために適切な媒体により保存できる、すなわち媒体変換をした「エッセンス」の保存を認めていると解される。

利用の方法では、「電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。」（第19条）とされ、「公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年12月22日政令第250号）」の第24条では、「電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取」「電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付」「電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付」が掲げられている。ただし、逐条解説では、これらの具体例として、映画フィルムやビデオテープ、録音テープが挙げられており²⁵、「電磁的記録」とは必ずしもデジタル情報に限らない点に留意が必要である。特に映画フィルムは、技術的には電子的方式でも磁気的方式でもなく、「その他人の知覚によっては認識することができない方式」とみなしたと考えられるが、かなり多様な媒体が電磁的記録として解されている。

なお、公文書管理法の「電磁的記録」の定義は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」とも同じであるが、刑法（第7条の2）や民法（第151条4項）の「電磁的記録」では、公文書管理法同様の定義に加えて「電子計算機による情報処理の用に供されるもの」という説明がされており、デジタル情報に限定されている。このように、公文書管理法において電磁的記録と解される媒体の範囲は広く、具体的に保存対策を検討し実施する段階においては、各媒体の特徴に応じた措置が必要となる。

また第25条で「特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなっ

たと認める場合には」廃棄することができるとしている。これについて逐条解説では、「時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合」を想定している。これは言い換えれば、例えば時の経過による劣化等により、保存されている特定歴史公文書等から「エッセンス」が完全に失われる場合があり得ることを想定していると解される。

(2) 特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン

公文書管理法における公文書等とは、行政文書、法人文書、特定歴史公文書等であり、それぞれの管理にあたっては、国の行政機関に対しては「行政文書の管理に関するガイドライン」²⁶が、国立公文書館等に対しては「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」が統一的な指針として示されている。これらのガイドラインでは、各機関の長が定めるべき規定例を示すと共に、実務上の留意点について記している。よって館における特定歴史公文書等の保存においては、特歴ガイドラインの規定例と留意事項を考慮する必要がある。

特歴ガイドラインでは、「行政機関や独立行政法人等からの受入れ」の留意事項として、「電子媒体へのコンピュータウイルス対策」と「電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等」の保存に必要な措置を施すとされている。また保存方法においても、電磁的記録については「種別を勘案し、当該特定歴史公文書等を利用できるようにするために媒体変換その他の必要な措置を講ずる」（第6条3項）と、繰り返し媒体変換の必要を説いている。

ただし、公文書管理法（第15条2項）では、「適切な記録媒体」で保存する対象は特定歴史公文書等の全体であったのに対し、特歴ガイドライン（第6条3項）では、媒体変換を実施するのは電磁的記録に限られている。そして、特定歴史公文書等の全体に対しては、第7条で「複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成するものとする」とされ、媒体変換と複製物の作成を区別している。これを示すと表3のようになる。

表3 特定歴史公文書等の保存

| 対象 | 対象の例 | 媒体変換 (第6条3項) | 複製物の作成 (第7条) |
|---------|--|-----------------|-----------------|
| 電磁的記録 | 電子公文書等システム、CD-R、DVD等の媒体に記録されたデジタル記録の文書 | 措置を講ずる | 作成する |
| | ビデオテープ等の媒体に記録されたアナログ記録の文書 | | |
| 電磁的記録以外 | 図画 | (言及なし) | |
| | 上記以外の文書 | | |

すなわち、電磁的記録であれば、媒体変換と複製物の作成の両方の措置がありうるが、電磁的記録以外は、複製物の作成のみを実施するとされている。ここで考えるべき点は2つある。ひとつは、媒体変換と複製物の作成の違い、もうひとつは、媒体変換を電磁的記録に限ったことである。

まず、媒体変換と複製物の作成の違いから検討すると、特歴ガイドラインにおいて両者が区別されていることから、同じ行為の単なる「言い切り」の違いであってはならないと思われる。そし

て媒体変換は、複製物ではなく「保存」の中で解説されており、保存方法と考えられている。媒体変換と複製物の作成は、どちらも特定歴史公文書等から別の物を作成するという点では同じであるが、求められる手順や、引き継ぐ特性及び品質が異なる应考虑すべきだろう。「エッセンス」の考えからみると、媒体変換では必要な「エッセンス」が引き継がれている必要があるのに対して、複製物の作成では、必ずしもすべての「エッセンス」が引き継がれている必要はなく、複製の目的により、作成方法や媒体などの選択の幅が広いと考えられる。

次に、媒体変換を電磁的記録に限定したことを検討する。媒体変換という用語は、『図書館情報学用語辞典』²⁷においては「同一の情報内容を異なるメディアに変換して蓄積すること」と定義されており、一般的には電磁的記録に限った用語ではない。例えば紙からのマイクロ化やデジタル化にも、媒体変換という語は用いられる。しかしながら特歴ガイドラインにおいては、媒体変換の対象を電磁的記録に限定しており、例えば紙からのデジタル化は、媒体変換ではなく複製物作成としてのみ位置付けられることになる。「エッセンス」保存は、電子公文書等にも適用されると認識されがちな一因も、このように特歴ガイドラインが電磁的記録以外には媒体変換を認めていないところにあると考えられる。

ところで、国の行政機関に対して示された「行政文書の管理に関するガイドライン」の留意事項では、「長期保存の観点等から媒体変換を行った場合」には媒体の種別を適切に更新するように示されており、行政文書においては、電磁的記録に限らず媒体変換が可能と解される。つまり電磁的記録のみ媒体変換が認められていると言うよりも、「特定歴史公文書等のうち電磁的媒体以外」についてのみ、媒体変換が保存措置として示されていない。公文書管理法では広く媒体変換が認められていると解されたのに対して、このように実務上の指針としてのガイドラインでは、媒体変換について、行政文書か特定歴史公文書等か、また特定歴史公文書等の中でも電磁的記録かそれ以外かにより、慎重な区別がされている。媒体変換が保存方法であるという前述の理解から検討するならば、適切な範囲の「エッセンス」の見極めと「エッセンス」が引き継がれていることの確認における実務上の困難さを慎重に考慮し、特定歴史公文書等の電磁的記録以外においては、媒体変換を保存方法とすることを保留したと考えられる。

廃棄については、「劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には」（第29条）廃棄することができるとし、公文書管理法（第25条）よりも要件が厳密になっている。さらに留意事項では、どのような場合が該当するのかの判断基準を必要に応じ用意しておくことが望まれるとしている。

(3) 電子公文書等の移管・保存・利用の具体的方法に係る方針

公文書管理法が施行される前の平成22年3月に出されたためか、「歴史公文書等」や「電磁的記録」とは異なる用語で説明されているが、館への電子公文書等の移管の具体的方法を定めており、現在も引き続き有効な方針である。

電子公文書等とは「電子的方式で作られたものに限る」と明記されており、デジタルで作成された歴史公文書等のみを対象としていると判断でき、電磁的記録のうちアナログの記録は対象外となっている。媒体変換を行うことに加えて、「可搬媒体による移管の場合、当該媒体は、原則として保存しないこととする」とされている。また受け入れた電子公文書等の見読性を長期に確保することを図るため、原則として長期保存フォーマットに変換した上で、電子公文書等システムで保存す

るとしている。長期保存フォーマットとしては、6種類のファイル・フォーマット類型を示し、文書作成、表計算、プレゼンテーションについてはPDF/A-1（ISO19005-1）、画像についてはJPEG2000（ISO-IEC15444）を定めている。

(4) 独立行政法人国立公文書館利用等規則

公文書管理法において、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定めである「利用等規則」を定めなければならないとされており（第27条第1項）、その規定例として特歴ガイドラインが示されている。これにより、館は特歴ガイドラインの規定例と留意事項を考慮して、利用等規則を定めている。よって、電磁的記録に対しては媒体変換（第7条第3項）、特定歴史公文書等に対しては複製物を作成（第8条）と、媒体変換と複製物作成を区別しているのは、特歴ガイドラインと同じである。

(5) 特定歴史公文書等の保存対策方針

館が利用等規則で定めた特定歴史公文書等の適切な保存を実施するに当たっての、具体的な措置を定めるものであり、「電磁的記録のうち電子公文書等については、原則として、電子公文書等システム内に保存する。」ことが明記されている。電子公文書等システム内に保存をすることは、具体的方針にも定められているとおりであり、受入れ時の媒体からの媒体変換を意味する。一方、アナログ記録にあたる電子公文書等以外の電磁的記録に対しては、適宜必要な措置を講ずるものとされているが、媒体変換という語は用いていない。

(6) 独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画

利用等規則の第8条で定めた「適切な記録媒体による複製を作成」するため、複製物を作成するに当たり必要な事項を定めているものであり、「電磁的記録の特定歴史公文書等であって、電子公文書等の移管・保存・利用システムによらず保存するもの」についての記載がある。これに該当する電磁的記録としては、具体的には2つのケースが考えられる。まず、電子公文書等ではあるが、技術的に媒体変換が不可能である等の理由により、電子公文書等システムに保存できない場合である。もうひとつは、電磁的記録ではあるが電子公文書等ではなく、アナログ記録の場合である。これらに対しては、作成計画の定めに関わらず、適宜必要な措置を講ずるものとされているが、この必要な措置とは、媒体変換にあたる保存処置ではなく、適宜必要な複製物を作成することを指していると考えられる。

1. 3 小括

電子公文書等の保存については、内閣府と館が一体となり、内閣府懇談会による基本的視点や提言を踏まえつつ調査検討を重ね、「具体的方針」の策定と電子公文書等システムによる運用を実現した。電子公文書等の保存には、媒体変換や長期保存フォーマットへの変換として、「エッセンス」保存の考えが取り入れられている²⁸。

館における電子公文書等の保存に関する関連法令や規則において、電子公文書等の「エッセンス」保存の考え方が見られるかを確認すると、媒体変換が認められていること、また廃棄が想定されていることから、「エッセンス」の保存が想定されていると言える。媒体変換を複製物作成と比較し

検討すると、媒体変換とは「エッセンス」をすべて維持している場合のみ言える、特定歴史公文書等そのものに対する保存措置であると考えられる。一方、長期保存フォーマットへの変換は、「具体的方針」以外には明記されておらず、媒体変換と複製物の作成のどちらにも位置づけられる措置のひとつと考えられる。

また廃棄について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合を想定しており、その判断基準を用意しておくことが望まれている。現在、館には、廃棄の判断基準の用意はなく、仮にこれを作成する場合には、例えば「エッセンス」を特定した上で、それが失われているかを確認するなどが考えられるが、容易ではないだろう。特歴ガイドラインにおいて、利用できなくなることが、歴史資料として重要でなくなることと結びつけられているように、利用可能性をひとつの判断基準とすることも考えられる。

2 電子記録における「エッセンス」

本章では、わが国のそして館の「エッセンス」の概念がどのような背景から登場したのか、「エッセンス」の概念を電子記録の保存の国際的な取組の歩みにおいて確認する。なお本章においては国際的な出来事が中心となり、元号表記が馴染まないため、本章に限り年を西暦表記とする。

2.1 わが国における「エッセンス」の概念

既に確認した通り、「懇談会報告書」の基本的視点では「エッセンス」とは、「記録としての価値を維持するのに不可欠」のものとしてされた。そして、電子公文書等の内容及び作成のコンテキスト（背景・状況・環境）は「エッセンス」だが、構造・機能等については、「エッセンス」ではない部分もあるため、記録様式等の類型ごとに「エッセンス」を特定する必要があるとされていた。

「懇談会報告書」の作成の翌年、2007年10月に日本で開催した第8回 EASTICA (East Asian Regional Branch of the International Council on Archives : 国際公文書館会議東アジア地域支部) のセミナーは、「電子政府化の進展と電子記録管理」をテーマとした。このとき、日本からの報告では、「懇談会報告書」を整理して、ICA 報告書8の中の言葉を用いながら、「エッセンス」を次のように表している。

現時点で定義するならば、「エッセンス」とは、電子記録の完全性、真正性及び信頼性を損なうことなく、利用可能性・アクセス可能性・理解可能性などを長期的に維持できることが技術的に裏付けられている範囲であると考えられる。したがって、実際に電子記録の長期保存を行うためには、記録様式ごとに、技術に裏打ちされた「エッセンス」を特定することが不可欠になると考えられる。²⁹

翌年7月に開催された第16回 ICA 大会のセッションにおいても、同様の説明がされた³⁰。なお、ここで「エッセンス」が技術的な裏付けのある範囲とされているのは、電子公文書等の保存上の課題が主に技術的要因にあることからすると、実務上もつとものことであるが、次章であらためて検討したい。

そして、2009年3月に内閣府がまとめた調査報告書では、記録様式等の類型ごとに特定する必要があるとされた機能の「エッセンス」に着目して、以下のようにまとめている。

「エッセンス」とは、長期保存上の必要から電子公文書等の持っている機能の一部の停止、または機能のレベルダウンを行い、電子文書の記録としての価値を維持するのに必要な情報である。³¹

ここで示された「エッセンス」の概念とは、どのような背景から出てきたものであろうか。「懇談会報告書」の「エッセンス」の概念は、内閣府研究会がNAAを視察し、その取組から学んで取り入れたものであった。当時の事務局スタッフとしてNAAの視察に同行した館職員は次のように述べている。

「エッセンス」という概念が極めて印象的であった。すでにICA報告書16で基本的な考え方には触れていたのであるが、電子公文書の長期保存の取組の現場で改めて説明を受けたことで、その意義深さを痛感した。³²

そして、NAAにおける「エッセンス」の考え方を、以下のように紹介している。

NAAの電子公文書保存の取組は、「エッセンシャル・パフォーマンス」モデルに基づいている。公文書はデータとメタデータから構成される。データとメタデータの本質部分＝エッセンスであるものを特定し、そのエッセンスだけは、時間の経過やシステムの変更を経てなお不変であることを保証しようとするのが、「エッセンシャル・パフォーマンス」モデルである。公文書は、政府機関が意思決定及び業務執行の証拠として作成するものであり、内容（content）、文脈（context）及び構造（structure）から成る。内容と文脈は、意思決定及び業務執行の証拠としての公文書の本質的部分＝エッセンスであるが、構造は全てが本質的部分＝エッセンスであるとは考えない。例えば、公文書の作成ソフトが何であるか、オリジナルではどのようなフォントが使われていたかは、本質的部分＝エッセンスではないとNAAは位置付けている。また、データベースの機能性（functionality）も本質的部分＝エッセンスとは考えていない。³³

よって、「エッセンス」の概念の形成を知るには、ICA報告書16に見られる基本的な考え方、また、特に日本が視察し参考にしたNAAにおける概念を確認する必要がある。

2. 2 ICAにおける電子記録保存の取組

まずICAにおいて、電子記録の保存がいつ頃から問題とされ、取り組まれてきたのかを確認する。ICAは1948年にユネスコの支援を受けて発足した国際NGOであり、4年に一度大会を開催している。1988年は大会テーマを「新しい公文書館資料」とし、現代の記録をどう残すのかが議論された。4年後の1992年の大会では「情報化時代の専門家アーキビストを考える」のテーマのもと、電子記録に関心が集まった。そのような電子記録への関心の高まりを受けて、1993年に電子記録委員会（Committee on Electronic Records）が設置される。電子記録委員会の目的は、「電子記録の発生から長期保存処理までの電子記録の全ライフサイクルについて、研究調査を行い、あわせて世界各国が保有するこれまでの経験の交流交換を行い、電子記録に関する基準や指針を起草すること」とさ

れていた³⁴。電子記録委員会は1996年まで活動し、3冊の報告書を作成した。第13回ICA大会(1996年)では、この3冊の報告書が協議にかけられ、翌1997年に発行されている。

この時発行された3冊の1つであるICA報告書8には、まだ概念的に整理されていない点がみられるものの、現在の電子記録管理は概ねこの延長線上にある。そこでは電子記録管理の戦略について4原則を示し、保存に関しては「アーカイブズは、長期保存すべき電子記録の利用可能性、アクセス可能性及び理解可能性を維持するために保存・アクセス要件を明示しなければならない」という原則を掲げた。そしてアクセス可能性の維持のために、記録の真正性を保証しながら、技術の陳腐化に対処する方法を5通り挙げている。そのひとつに「不要な依存の排除」があり、以下を対処方法としている。(以降、下線は筆者による。)

排除可能な依存は2種類ある。一つは、記録の作成と保管に用いるソフトウェアの機能に由来する。長期保存すべき記録の場合は、記録の追加・削除・変更を可能にする機能を排除すべきである。もう一つの依存は、記録作成時の技術の所産に過ぎず、記録の本質的特性ではない記録の側面に関わるものである。

(中略)

技術の保存を前提条件とするよりも、むしろ記録の本質的特性を見極めることによって、アーキビストは記録の保存要件を定めることができる。記録の本質的特性は原技術と関係なく保存できることが多い。³⁵

このように、ICAの電子記録に関する最初の報告書において、急速に陳腐化する「技術の保存」を「記録の保存」の前提条件としない対処方法が模索された結果、記録には本質的特性(essential characteristics)ではない側面があり、保存要件を定めるために、記録の本質的特性を見極める必要性が既に示唆されていた。

続く第14回ICA大会(2000年)では、いよいよ電子記録の長期保存がアーキビストの使命に関わる重大問題と位置づけられ、大会決議勧告において、電子記録と情報技術が第1番目にとりあげられた。そこでは、電子記録の原形態のままの保存は不可能であるという認識に基づき、記録の内容と機能にアクセス可能とすることを求めている³⁶。

そしてこの危機感と関心の高まりの中、電子環境における現用記録委員会(Committee on Current Records in an Electronic Environment)が活動を開始した(2000-2004年)。第15回ICA大会(2004年)では、この委員会がまとめたワークブックによるワークショップが行われ、ワークブックは翌年4月にICA報告書16として発行された。ICA報告書16は、ICA報告書8の4原則をアーキビストが実践することを支援するために、アーカイブズと記録管理の国際的なプロジェクト³⁷の成果を活用して作成されたものである。

このICA報告書16の中に「エッセンス」の考え方を確認すると、例えば、アーカイブズ等が記録を保存する際に採用する保存フォーマットが満たすべき要件として「すべての情報、また元の記録の中で有意義とみなされる情報相互の関係を表現できる」などの要件を示した上で、次のように説明している。

この要件では、元のファイルには、保存する記録にとって本質的ではない性質が含まれてい

ることが認められている。また、そのような本質的ではない性質を表現できない保存フォーマットが元のコンピュータファイルの中のものすべてを必ずしも保存していないとしても、そのような保存フォーマットで記録を保存することも認められている

(中略)

フォントや活字のサイズは通常さほど重要ではない。どの性質が重要であるかは、記録の種類と記録に含まれる情報によって判定する必要がある。³⁸

保存フォーマットにおいて、本質的 (intrinsic) ではない性質を保存できなくてもよいと認める一方で、どの性質が重要 (significant) であるかは、記録の種類と記録に含まれる情報によって判定する必要があるとし、いわば「性質の重要性の判定」という新たな別の課題をみずからに課したことになる。その後この困難な課題に、アーカイブズや各研究プロジェクトは取組んでいくことになるのである。

このような国際的な潮流の中、第16回 ICA 大会 (2008年) のセッションにおいて、先に見た通り、日本も「エッセンス」を長期保存するという考えを示し、保存すべき「エッセンス」の範囲の明確化を今後の課題とした。

以上、ICAによる電子記録保存の取組は、電子記録委員会が設置された1993年頃から本格的に検討され始め、1997年という早い段階から、ICA報告書8には、記録には本質的特性と、本質的特性でない側面があり、それを見極める必要があると言及されていた。その背景には、電子記録の原形態のままの保存は不可能であるという認識があった。そして、アクセス可能性の維持のためには、保存しなくてよい特性があるという説明から、逆説的な形で「エッセンス」の概念の萌芽が生まれている。それゆえ、原則を実践に落とし込む段階の2005年のICA報告書16においては、保存しなくてよいものが含まれるとされた要素、すなわち機能やフォーマットの選択に、より注目が集まっていく。

2. 3 電子記録における「エッセンス」保存の取組

2. 3. 1 「エッセンス」概念の登場

1997年のICA報告書8にも、既に「本質的特性 (essential characteristics)」という語は見られるが、当時はまだ明確な概念としては形成されておらず、様々な文脈の中で、「intrinsic」や「significant」などの説明的な表現が用いられていた。「エッセンス」はNAAが開発した概念であるが、同様の概念は、同時期に電子記録の長期保存という課題に取り組んだプロジェクト等で、同時並行的に展開していた。次に、それらの国際的な研究プロジェクトを確認する。

先駆的な例は、1998年より開始したイギリスの大学研究図書館連合 (Consortium of University Research Library : CURL) による CEDARS (CURL Exemplars in Digital Archives) プロジェクト (1998-2002年)³⁹である。CEDARSは、デジタル保存をめぐる問題と、デジタル資料への継続的なアクセス性を確保するために研究図書館が負わなければならない責任について調査を行っている。研究図書館という性質上、アーカイブズとは要件に異なる点があると考えられるものの、実践的かつ戦略的なガイダンスを開発するための情報を提供したプロジェクトの先駆けであり、電子記録の長期保存に関する後の研究に与えた影響は大きい。例えば CEDARS は 2000年、OAIS 参照モデル (Reference Model for an Open Archival Information System) に基づくガイドラインとメタデータ

推奨案を提示したことでも知られる⁴⁰。OAIS 参照モデルは、宇宙データシステム諮問委員会 (The Consultative Committee for Space Data Systems) が1999年に原案を示した、情報を長期保存するための情報システムの基本的なモデルで、後に国際標準規格となるが⁴¹、当時はまだ規格案の段階であった。

CEDARS では、いくつかの概念を提唱しているが、そのひとつが「重要な特性 (Significant Properties)」である。CEDARS では「重要な特性」を「アーカイブズまたはコレクション管理者が、長期的に保存するうえで最も重要な特徴であると合意した特性」と定義し⁴²、アーカイブズやコンテンツの提供者が、デジタル・オブジェクトを受け入れる前に評価すべきものとしていた⁴³。そして評価した「重要な特性」に関するメタデータの作成と管理を求めている⁴⁴。

一方で CEDARS は、何が「重要な特性」か、具体的なことには触れていない。それというのも、CEDARS においては、「重要な特性」は実証的なものではなく、アーカイブズの責任において適切なレベルで判断するものとされていたからである⁴⁵。この考えは CEDARS の概念をベースにした後のプロジェクトにも引き継がれており、例えば、「重要な特性」として「見た目」の保存に焦点をあて、エミュレーションの実現可能性を調査した CAMiLEON プロジェクト⁴⁶のマネージャである、Margaret Hedstrom は、2002年5月の第3回 DLM フォーラム⁴⁷において、以下のように述べている。

現在のところ、デジタル・オブジェクトのどの特性が重要とみなされるかを特定するための正式な方法や、重要な特性を記述するための方法はない。本研究では、保存すべき重要な特性についての決定を、コレクション管理上の決定として扱う CEDARS プロジェクトの重要な特性の概念をベースにする。⁴⁸

ところで、「重要な特性を記述するための方法はない」と述べられている通り、実は CEDARS が推奨したメタデータスキーマ (メタデータの種類やデータ間の関連などの構造を示す仕様) には、「重要な特性」を記述する語彙は含まれていなかった⁴⁹。CEDARS を含む4つの組織の先行プロジェクトのメタデータスキーマを分析した、OCLC (Online Computer Library Center) と RLG (Research Libraries Group) の「保存メタデータに関する合同ワーキンググループ」(Working Group on Preservation Metadata) が、2002年6月に OAIS 参照モデルに基づいたメタデータを規定した報告書⁵⁰において、「*Significant properties*」の語彙は初めて追加された。OCLC と RLG は、報告書の内容を実践するにあたって、新たなワーキンググループである PREMIS (Preservation Metadata Implementation Strategies) を立ち上げ、その活動が現在、保存メタデータの事実上の国際標準として知られる PREMIS による「保存メタデータのためのデータ辞書」⁵¹の2005年初版に発展する。そこでは、「重要属性 (*significantProperties*)」の語彙は、「保存活動を通じて主観的に維持することが重要であると判断された特定の対象物の特性」⁵²と定義されている。

OAIS 参照モデルが2003年に国際標準規格となり、その OAIS 参照モデルに基づいた保存メタデータのためのスキーマを定めた PREMIS の保存メタデータが2005年5月に公表され、また同年9月には、長期保存のためのフォーマットとして PDF/A が国際標準規格となる。2000年代の前半は、これらの長期保存のための情報システムのモデルや、長期保存のためのメタデータやフォーマットなどの国際標準化を目指して、国際的な協力関係のもと、電子記録の長期保存を支える枠組みが急速に整備されていくさなかにあった。

まさにこのような動向の中で、NAAの電子記録保存プロジェクトは、2002年12月に「エッセンス」の概念を示した「電子記録の保存アプローチ」⁵³という政策提案書を発表した。ちなみに、このプロジェクトのマネージャであるAndrew Wilsonは、後にPREMISのメンバーにもなっている。

そして我々は、電子記録の基本的な性質についての理解を明確にし、アーキビストやコンサバターに身近な例を用いて説明するために、「パフォーマンス・モデル」を開発した。また、記録の「エッセンス」という概念を開発した。これは、記録に意味を与えるために、内容とともに保存されなければならない電子記録のコンテキスト（文脈）、表現、構造という特性であり、このアプローチの基礎となる。⁵⁴

とあるように、「パフォーマンス・モデル」と「エッセンス」の概念は、身近な例を用いて理解を促進することを目的として開発されたものである。この提案書の中で「エッセンス」とは、「記録に意味を与えるために、内容とともに保存されなければならない電子記録のコンテキスト（文脈）、表現、構造という特性」と定義されている。そして、「パフォーマンス・モデル」について説明しつつ、次のような結論を示すのである。

劣化と陳腐化の問題は、デジタル資料の保存という仕事を不可能にするものではない。「パフォーマンス・モデル」は、将来のパフォーマンスが本物とみなされるためには、ソースもプロセスも元の状態で保持する必要がないことを示している。パフォーマンスの本質的な部分を時が経っても複製できる限り、ソースとプロセスを置き換えることができる。⁵⁵

この明快な結論のもと、NAAは、メタデータと記録の内容を含む情報全体を保存できるとして当時有力視されていた、文書構造記述言語であるXML（eXtensible Markup Language）を採用し、電子記録をXML形式にノーマライズ（標準化）するXMLノーマライザーと、XMLからパフォーマンスを再現するXMLビューアーの開発に乗り出すのである。

また加えて、提案書の中で以下のようにも述べている。

記録のエッセンスを見極めることは科学ではなく、主観性及びアーカイブの解釈に左右されるが、効率的で効果的で説明責任のある保存プログラムには欠かせない。記録のエッセンスに焦点を当てることで、その記録を保存するためのアーカイブの要件を明確に示し、その要件に対して説明責任を負うことができる。⁵⁶

特定の類型や種類の記録のエッセンスを、保存処理を適用する前に決定することは、最適かつ持続可能で説明責任のある保存を確実にするために非常に重要である。⁵⁷

このように、NAAの「エッセンス」の概念は、本質主義的な響きとは裏腹に、効果的で説明責任のある保存プログラムのための戦略的な概念であった。そしてここでも「エッセンス」は、アーカイブズの主体的な判断によるものであり、保存処理の開始前に、記録の類型ごとに決定しておくことが、説明責任のある保存のために重要とされた。その一方で、「エッセンスを特定して文書化す

るために、保存されている記録の種類の分析に時間を費やす必要がある⁵⁸と、「エッセンス」の特定には記録の種類の分析が必要であり、その分析に時間をかける必要があると予見されていたことも見逃せない。

記録の類型化と、類型ごとの保存すべき要素の特定という、同様の関心は、「エッセンス」といった概念は用いていなくても、同時期に電子記録の長期保存という課題を検討した研究プロジェクトの間で共通していた。その代表として、ICA 報告書 16 にも影響を与えた、電子記録の長期保存プロジェクトとして著名な InterPARES (International Research on Permanent Authentic Records in Electronic Systems : 電子システムにおける永久真正記録に関する国際研究) に触れておきたい。

InterPARES は 1999 年に開始したプロジェクトであり、記録の保存はその作成時点から始まるという認識に基づいて、電子記録保存のための理論及び方法論を開発することを意図した多分野多国籍の研究者からなる共同プロジェクトである。目的を変えながら、30 年にわたり継続している。

InterPARES は「エッセンス」の概念を明確に掲げてはいないが、この概念が誕生した時期にあたる第 1 期の真正性タスクフォースは、電子記録の真正性を評価し維持するための概念的な要件を特定することを目標としており、そのリサーチクエスションは以下の通りであった。

1. すべての電子記録に共通する要素は何か。
2. 異なる種類の電子記録を区別できる要素は何か。
3. その中で、長期間にわたり真正性を検証できる要素はどれか。
4. 長期的に真正性を検証するための要素は、ある時点、つまり、それらが最初に作成され、送信された時点で真正性を検証することを可能にする要素と同じか。
5. 有効性に影響を与えることなく、要素を現在の位置からより保存しやすい場所に移動させることは可能か。⁵⁹

ここでは「長期間にわたり真正性を検証できる要素」の特定、またその要素を「より保存しやすい場所に移動させる」方法論の確立を真正性タスクフォースに課している。ここで特定された要素が、保存タスクフォースにおいて、記録の真正性を維持するために保存すべき要素となる。いわばこれまでの「エッセンス」の概念では今後の課題としていた、保存すべき要素の特定と、その前提としての電子記録を区別する類型化に、まず取り組もうとしたと言える。

しかしながら、第 1 期の真正性タスクフォースは、記録の類型化の試みに失敗したとみずから評価している。そして記録の作成段階と、記録の外部にある要素を重視する InterPARES では、「個々の作成者と、作成者が行う行為、手順、機能に基づいた類型論が最も効果的な唯一のアプローチであると思われる」と、記録の作成者に委ね、「真正性は一般的に手続き上の手段によって保証されている」という結論⁶⁰を導いている。

2. 3. 2 「エッセンス」の追求

「エッセンス」は、「重要な特性 (significant properties)」、「本質的特性 (essential characteristics)」などとも呼ばれながら、電子記録の保存に関わるコミュニティで共有され、保存戦略を支える重要な概念として認識されるようになっていった。ただし初期の段階では、概念が共有されたに過ぎず、保存措置の実践において何を「エッセンス」とするかは、各機関や作成者の

判断とされたままであった。

それが2000年代後半になると、「エッセンス」を特定し、実務に用いるための研究が国際的に広まりをみせる⁶¹。中でも、その特定に正面から取り組んだのが、イギリスの InSPECT (Investigating the Significant Properties of Electronic Content Over Time : 電子コンテンツの長期的に重要な特性の調査) である (2007年3月-2009年3月)⁶²。InSPECTには、NAAの Andrew Wilson もコンサルタントとして関与し、NAAの「パフォーマンス・モデル」と「エッセンス」の概念に依拠していた。CEDARS 及び CAMiLEON プロジェクトの参画者も加わっている。またイギリス国立公文書館 (The National Archives。以下「TNA」という。) も、2002年より開発を継続していたフォーマットの技術情報を登録するフォーマットレジストリである PRONOM の強化を目的として、人的及び資金的に協力していた。InSPECT は、これまでに積み重ねられてきた「エッセンス」の概念の延長線上にある、実践的な研究を目的としたプロジェクトであった。

InSPECT では本格的な研究に先立ち、様々に定義され用いられてきた「エッセンス」に類する概念の整理をおこない、「重要な特性の報告書」⁶³をまとめた。この報告書において、「エッセンス」を提唱したNAAの Andrew Wilson 自身が「エッセンス」と「重要な特性 (Significant Properties)」は同じであるとしており、本稿でも同義として扱う。Wilsonは報告書の中で「重要な特性」の概念を次のように定義している。

継続的なアクセシビリティ、ユーザビリティ、記録の意味を確保するために長期的に保存されなければならないデジタル・オブジェクトの特性

デジタル・オブジェクトの重要な特性は5つに分類される。

- 内容。例：テキスト、画像、スライドなど。
- 文脈。例：誰が、いつ、なぜ。
- 外観。例：フォントやサイズ、色、レイアウトなど。
- 構造。例：埋め込みファイル、ページ分割、見出しなど。
- 動作。例：ハイパーテキストリンク、計算の更新、アクティブリンクなど。⁶⁴

そして同報告書の中で、彼は以下のようにも述べている。

このような特性を厳密かつ測定可能な方法で定義できない限り、文化記憶機関は、適切な保存戦略を特定し、実施し、検証するための客観的な枠組みを持たず、またデジタルコレクションの継続的な真正性を主張することもできない。⁶⁵

何が「エッセンス」に該当するかは各機関が主観的に特定するが、特定した「エッセンス」は厳密かつ客観的に測定可能な方法で定義する必要があるという、更に大きな課題をプロジェクトに課している。この課題設定にもとづき、InSPECT は構造化テキスト、電子メール、デジタルオーディオ、ラスタ画像について、構成する要素を分解し、その要素ごとに重要性のレベルを設定し、それらを測定する方法を検討している⁶⁶。

同じ頃、アメリカ国立公文書記録管理院 (National Archives and Records Administration。以下「NARA」という。) でも、「本質的な特性 (essential characteristic)」と命名した「エッセンス」

と同等の概念を電子記録プログラムに適用する調査のために、EC チーム (Essential Characteristic Team) を任命した⁶⁷。NARA の EC チームは独自の調査を進める一方で、InSPECT をはじめとするイギリスにおける調査結果を参照し、InSPECT による「重要な特性」の名称や定義を採用することを提案している。InSPECT の記録の種類や、類型ごとの重要な特性も、EC チームの検討結果と比較するなど、イギリスの「重要な特性」の研究は国際的な影響力をもっており、またそのような国際的な成果は、積極的に参考にされる状況であった。

NARA においても、「重要な特性」の特定にあたっては、「記録の種類、データの種類、それらが作成されたシリーズの文脈」などの要素に依存するとして、記録の種類から着手している。というのも、すべての記録に同一の重要性の基準を割り当てるのは、明らかに適切ではなく、かといって、個別の電子ファイルレベルで判断をすることは、人的リソースからみても不可能だったからである⁶⁸。そして NARA は記録の種類ごとに標準となるテンプレートを作成し、「重要な特性」についての質問をして、アーキビストが記録の種類ごと、あるいは個別の記録ごとに、「重要な特性」を変更できるスキームを検討した。大量の記録を限られたリソースで、適切に管理しようとする前提に立ち、類型化と類型ごとの基準、そして例外を適切に処理できるための記録の保存者の協力などの枠組みが提案されている⁶⁹。

2. 3. 3 「エッセンス」保存に対する疑問

「エッセンス」を特定するために記録を構成する要素を分解し、各要素を測定するなどの具体的な研究が国際的に進むにつれて、「エッセンス」を誰が決めるのかという疑問が呈され、保存プロセスに関わるステークホルダー (利害関係者) の重要性が指摘される⁷⁰。ここで言うステークホルダーとは、記録の作成者や保管者、更には記録にアクセスする利用者など、記録を取り巻く幅広い人々を包含している⁷¹。また、「エッセンス」を特定することは不可能であり、「エッセンス」を移行できるという考えにはリスクがあるという問題提起がされる⁷²。InSPECT の研究は高い関心を生むと同時に、議論も呼んでいた。

「デジタル記録の外観を無視することができる側面を特定しようとする試みには注意が必要である」⁷³といった Geoffrey Yeo の主張に端的にあらわれているように、具体的な「エッセンス」を特定することは、「エッセンス」でない特性を明らかにすることでもあり、その決定に対する反論、またそれを誰が決定するのかという反論が、当然のこととして起こるのである。

これまで確認してきたように、「エッセンス」には客観的な基準はなく、各機関が主体的に判断するものであった。よって InSPECT も普遍的な重要性を発見しようとしたのではなく、各機関が「エッセンス」を決定するための基礎作業として、記録を構成する特性を調査したと思われるのだが、その過程で示した見解が誤解を生んだのは確かである⁷⁴。Yeo の次の主張は、重要性は主観的な判断であることを自覚する必要があると述べているものと思われる。

アーキビストはますます、価値は発見されるのではなく、帰属させることができるだけであると認識している。私たちが知りたいと望むこと、そしておそらく測定したいと望むことは、コミュニティや個人が付与する主観的な価値だけである。⁷⁵

このように「エッセンス」の批判には、いくつかのポイントがあるように思われる。ひとつは

「エッセンス」が、各機関による主体的な決定であることを自覚するようという警鐘である。ステークホルダーが「エッセンス」と考える範囲と、各機関が主観的に定めた「エッセンス」の範囲の差異に対しては、ステークホルダーの懐疑的な反応が引き起こされるだろう。この差異は、ステークホルダーが保存措置の限界に無自覚なまま、すべてをありのままに保存することを要求することにより生じている場合もあるかも知れないが、「エッセンス」の特定がそもそも主観的であることを理解した上で、その範囲の変更を求めている場合もあるかも知れない。

そしてもうひとつのポイントは、記録の外部にこそ、重要な「エッセンス」があるという指摘である。「内閣府報告書」でも、記録のコンテキストは「エッセンス」であることが確定しているとされていたように、むしろ「エッセンス」を特定するための調査の対象から外れがちになる。そして重要でない特性と重要な特性が混在する、記録の内部の構造・機能に注目するうちに、次第に視野が狭くなり、記録の外部にあるコンテキストの重要性を見失いがちであるという警鐘である。

2. 3. 4 近年の「エッセンス」の位置づけ

近年では、「エッセンス」の範囲を合意する実務上の困難さもあり、「要件のリストとしての重要な特性の概念は支持されなくなっている」⁷⁶との指摘もある。その一方で、既に PREMIS の保存メタデータ辞書に「*significantProperties*」が採用されているのをはじめ、OAIS 参照モデルの 2012 年版において、変換情報特性 (Transformational Information Property) として、「重要な特性」が記載される⁷⁷など、着実に電子記録の長期保存の標準に「重要な特性」は取り入れられつつある。電子記録の長期保存に関するシステムは、OAIS 参照モデルや PREMIS のメタデータを意識して設計開発されるようになってきており、結果として「重要な特性」もシステムに組み込まれ実用化されてきている。例えば、ユネスコの資金援助を受けて開発されたオープンソースの電子記録保存システムである Archimatica は、OAIS 参照モデルと PREMIS に準拠しており、ファイルフォーマットの「重要な特性 (Significant characteristics)」に基づくフォーマットポリシーが設定可能である。また NARA は、2019 年に「デジタル保存の枠組み (Digital Preservation Framework)」を公開した中で、「ファイルフォーマット保存のためのアクションプラン」を定め、保有する電子ファイルを 16 の記録の類型に分類して、各類型について可能な限り保持すべきレコードの特性 (外観、動作、文脈、構造) を特定した「重要な特性」を定めている⁷⁸。このように総じて「エッセンス」の概念は、電子記録の保存計画の策定において有用なものとして採用され、着実に実用化に向けて広まりつつあると言えるだろう。

それでもなお、何を「エッセンス」とするかという各機関の判断においては、明確なフレームワークがないのも確かである。デジタル保存の国際的学術会議である iPRES (International Conference on Digital Preservation) の 2018 年開催では、オランダ国立公文書館によって、「重要な特性」に重要度をつける試みが発表された⁷⁹。先行研究が「重要な特性」としてきた特性のリストを「重要な特性」の候補とし、その中からステークホルダーに確認するまでもなく重要である特性を決定するのである。彼らはこれを「重要な「重要な特性」 (Significant Significant Properties)」と名付け、「食卓の塩とコショウ」に譬えている。この譬えからも明らかなように、「重要な「重要な特性」」は、むしろ最低限の要件の決定に近い。そして、そこから漏れた「重要な特性」は、ステークホルダーと協議する余地があることをリストにより示すことで、「重要な特性」の合意までのプロセスを円滑にしようとするものである。

「重要な特性」の特定に懐疑的な Yeo も、我々に達成できることは合意形成であると述べている。

私たちが達成できそうな最善の方法は、これさえも単純ではないかも知れないが、特定の文脈で同一性を構成するために特定の特性が「必須」と考えられるという合意である。⁸⁰

2. 4 小括

わが国の「エッセンス」の概念は、ICA による電子記録の報告書及び NAA の「パフォーマンス・モデル」と「エッセンス」の概念の影響下に誕生した。「エッセンス」の概念は、急速に進む媒体の劣化や情報技術の陳腐化の前には、媒体や技術を含めたすべての長期保存は不可能であるという前提を受け入れたうえで、アクセス可能性の維持のためには、保存しないことが許容される特性があるという説明の中から発展した概念であり、アーカイブズが主体的に決定するものとされていた。「エッセンス」は、アーカイブズが保存要件を決定する前提なのである。

「エッセンス」の概念は、電子記録の長期保存を成功させるために有効な概念として高い関心を呼んだ。2000 年代後半には、本格的な「エッセンス」の特定にかかる研究が国際的に実施され、実用化に向けて進展する一方、ステークホルダーの重要性など「エッセンス」の範囲や決定に関する批判も生まれた。「エッセンス」は有用な概念として、既に電子記録の長期保存に関する標準や各機関での取組にも取り入れられているが、現在は、「エッセンス」を決定し合意するためのプロセスについて、スキームが求められている状況と言えよう。

アーカイブズは、長期保存できない特性があることを自覚し、みずからが定めた「エッセンス」の範囲が、社会や専門家コミュニティが求める「常識」と照らして逸脱していないか、繰り返し訂正し続けなくてはならない。

3. 特定歴史公文書等の「エッセンス」

3. 1 特定歴史公文書等の「エッセンス」

前章で確認してきた「エッセンス」の概念は、果たして電子公文書等にのみ限られるものだろうか。確かに「エッセンス」の概念は、電子記録の長期保存において、媒体の劣化や技術の陳腐化にいかに対処するかという課題を背景に誕生した概念である。しかしこれまで確認してきた「エッセンス」の定義には、デジタル記録であることを前提とした部分は、実はほとんど見られない。どんな媒体によるものであれ、館が保存する特定歴史公文書等には、長期にわたり保存し続けなくてはならない「エッセンス」があるのではないだろうか。本章では、電子公文書等以外も含めた特定歴史公文書等について「エッセンス」を検討し、主に筆者の見解を述べてみたい。

それというのも、実のところ、電子記録における「エッセンス」の概念自体が、紙媒体等のアナログ記録の保存で培われた経験からの類推により、形成されてきたのである。例えば、NAA の「パフォーマンス・モデル」は、不安定なソースである硝酸塩フィルムから、より安定したソースであるビデオテープへの移行を例示して、次のように説明している。

フィルムソースの動画像の中で重要と考えられる特性は、すべてビデオテープソースに保存され、保持される。研究者は、ソースとプロセスの組み合わせに関わらず、同等のパフォーマンスを見ることが出来る。⁸¹

そして、1900年代初期の映画を硝酸塩フィルムと同時代の映写機で見ることを期待するのは非現実的であるように、「Windowsバージョン3.1のオペレーティング・システムを搭載したIntel 386マシンでWord 2.0ファイルを見ることを期待するのは、同じように非現実的である」と説明するのである。このように、電子記録の保存アプローチを説明するために開発された概念である「パフォーマンス・モデル」は、アナログ記録への対応をモデルとして、有用性を説明している。

また、Margaret Hedstrom は、電子記録における媒体変換やフォーマット変換を、マイクロ化を例にして説明している。

図書館員やアーキビストは、強酸性紙の物理的限界を克服し、保存スペースを節約するために、何百万冊もの書籍、オフィス文書、新聞のマイクロフィルム代替物を作成したが、正確な色表現やオリジナルの正確な物理的寸法など、オリジナルのハードコピー資料の重要な特性のすべてを保存することはできなかった。同様の問題は、デジタル・オブジェクトがあるファイル形式から別のファイル形式に変換されたり、リポジトリに取り込む際に標準形式に正規化されたりする場合にも発生する可能性がある。⁸²

このように電子記録において「エッセンス」の概念が整理され形成されていく上で、それまで各機関が取り扱ってきた媒体、特に近代以降にみられる、酸性紙等の脆弱な媒体や、不安定な記録材料が用いられた記録、また閲覧環境が整備できない映画フィルム等への対処方法が、大いに参考にされてきたのである。加えて、物理的な媒体を原形のまま保存する必要性の意思決定の指針となる基本原則、例えば、年代、証拠的価値、審美的価値、希少性、展示価値などの判断基準が参考にされていた。それらの原則の存在を前提としているからこそ、「重要な特性」は、当初より「保存すべき重要な特性についての決定をコレクション管理上の決定として扱う」⁸³という発想だったのである。その他、アナログ記録をデジタル形式に変換するためのガイドラインも、「重要な特性」の特定にあたり、有用であるとされていた。

館においても、紙媒体等からのマイクロ化やデジタル化の議論がなされた中で、図らずも「エッセンス」の考え方が示されている。館は平成22年度に歴史公文書等保存方法検討有識者会議を開催し、紙媒体の保存方法について、マイクロフィルム化とデジタル化による保存の技術面、経費面における検討を行い、「歴史公文書等保存方法検討報告書」⁸⁴をまとめた。そこでは代替物の在り方について「原資料が持つ情報を代替物でどの程度再現させるべきか」を検討しているのだが、歴史公文書等に「エッセンス」があるとの考えが明快に示されている。

歴史公文書等が持つ情報の豊かさは、文字や図面、図像等の情報だけに由来するわけではない。用紙や書式、体裁、印影等の文字以外の情報も、歴史公文書等を理解する上で重要な意味を持っている。これらの情報は、記録・資料としての歴史公文書等から失われてはならない「エッセンス」であると考えられる。したがって、歴史公文書等の代替物作成に当たっては、原資料の文字等の情報だけでなく、文字情報以外の情報を含めて、文書の「見た目」を保存する必要がある。⁸⁵

「エッセンス」は定義が明確ではない比喩的な表現であるため、ここで示された「エッセンス」と、「懇談会報告書」に見られるような電子公文書等の「エッセンス」が同じ意味で用いられているとは限らない。だが、内閣府懇談会にも館は事務局として関わっていたことをふまえるならば、ここで述べられている「エッセンス」とは、「懇談会報告書」で示された「エッセンス」の定義をベースとしており、「記録としての価値を維持するのに不可欠な」ものと考えて差し支えないだろう。そして「用紙や書式、体裁、印影等の文字以外の情報」を「エッセンス」とし、これらを含む「見た目」を保存する必要があるとしている。

また同報告書には、保存の目的及び基本的考え方として、予防的保存の対策を強化していくことを基本的考え方とし、「大量の歴史公文書等の長期的保存を可能にするためには、単に保存技術上の問題のみならず、「何を、どう残すか」という「評価・選別」の方針を定めることを重視している」⁸⁶とある。すなわち、歴史公文書等有する多様な情報の中から、何をどう残すかを判断して保存対策を実施しているということであり、ここで示された考え方は、まさに「エッセンス」保存に他ならない。

同報告書には具体的な「評価・選別」の方針は示されていないものの、代替物を作成する際に重視している要件から、その一端をうかがうことができる。例えば古書・古文書には、「書写時の筆のかすれや木版の刷りの状況の判断が、資料の利用に重要な意味を持つことや、彩色のある資料等については「モノクロのマイクロフィルムでは、情報の再現や利便性の観点から、代替物として十分ではないといえる場合もある」などが例示され、資料の特徴によって、筆のかすれや木版の刷り、また色などが利用上、重要な要素であると判断されている。すなわちこれらは、保存すべき「エッセンス」ということであろう。

また代替物に求められる基本的な品質として、メタデータにより内容、構造及び管理情報等の管理が可能であること、文書の構造や複数文書間の関係を示す情報を再現できること、文書の見た目として、文書1枚ごとに収められている情報（文字・記号・配列・付属情報（押印）等）を再現できること、などが求められている。

このように見ていくと、これまであまり意識されては来なかったけれども、実際には館においては、資料の特徴をふまえて、何が「エッセンス」かを適宜判断しながら、保存対策が検討され実施されてきたと言える。

ただし、繰り返しにはなるが、「エッセンス」は各機関の判断であるため、「エッセンス」の範囲には留意が必要である。「エッセンス」という語を用いる際、誰が判断するのかという主体と、実現可能性の様々な段階において、異なる範囲が想定されている可能性がある。例えば、利用者が理想として求める範囲、アーカイブズが理想として求める範囲、技術的に保存が可能な範囲、組織が運用可能な範囲、アーカイブズが不可欠と判断する範囲、などが考えられる。これらは重なり合い、またどちらの範囲が広いと一概に言えるものでもないだろう。不可欠な範囲と技術的に可能な範囲、また運用可能な範囲は、その時代の技術力や、組織の体制や予算などで、相対的に決まってくるものであり、どちらが広範囲になるのかは一概には決まらない。ただ「懇談会報告書」には、「不可欠な」という語があり、「エッセンス」とは、さほど広範囲な特性を定義したものではないと思われる。

さらに、不可欠と考えられる「エッセンス」の範囲も、確定したものではなく、時間や状況の変化に応じて変わると考えられる。例えば、かつて館がデジタルアーカイブシステムで提供する画像

は、文字が中心の資料は、モノクロ画像でも十分と考えられていた。これは代替物の作成が主にマイクロ化によっていた当時、既にあるマイクロフィルムを活用してデジタル化し、デジタルの利点である利便性を向上させるという、費用と効果を総合的に判断した結論であったと思われる。しかし、技術や社会の常識の変化により、現在は資料をカラーでデジタル化し、カラー画像により提供している。これだけをもって、色を不可欠と判断したとは言えないが、「理想として求める範囲」が技術的に普及し、費用等運用上も可能になるならば、やがて不可欠と考えられるようになることは、当然考えられる。このように、技術的な実現可能性や、費用、体制などを総合して判断した結果として、「エッセンス」を合意していくまでには、各利害関係者が重要と思う範囲を「エッセンス」として要求することになるだろう。

何を「エッセンス」とするか、「エッセンス」の特定は、電子公文書等と同様に、特定歴史公文書等全体に対しても、合意が困難であることは同じである。資料のどの側面に価値をおくかは、様々である。資料保存機関は、通常、資料を変化させずに保存し続けるように努めるのであるが、異なる分野では、「変化すること」に価値がおかれている場合もある。例えば骨董などは「古色」を漂わせている方が、作成された時そのままの色や形であるよりも価値があるとされる場合がある。特定歴史公文書等に対しても、褪色した表紙や、煤けた小口に「歴史の重み」を感じるという人はいるかも知れない。

多様な利用者、あるいは将来の利用者が何に価値を見出すかについてまで、すべてを検討して対応することは、様々な面から不可能と考えられる。それだからこそ、館が「エッセンス」を決定する上では、特定歴史公文書等を保存していることを第一に考えるべきであろう。特定の資料群や資料において、例えば審美的な価値などにもとづき、「エッセンス」を決定することがあるかも知れないが、館が不可欠と判断する特性は、公文書の記録としての歴史的価値にもとづく特性になると考えられる。

3. 2 館における保存対策方針への適用

「エッセンス」保存の考え方は、実際には、既に館の保存の基本的な考え方になっていると考えられる。だが、館の保存対策方針は、書庫の温湿度や照明の管理等、個別の取組が簡潔に記載されているのみであり、個別の取組を包括する基本的な考え方は示されていない。よって、館の保存対策方針の基本的な考え方として、「エッセンス」保存の考え方を明示的に取り入れることで、電子公文書等など様々な媒体に対する個別の取組に共通する方針を明らかにできると考える。

なお「エッセンス」保存は、館の保存の原則とも矛盾はしない。これまで築き上げられてきた保存の原則や方針の範囲で説明できるものである。例えば、「エッセンス」保存においても、アーカイブズの原則を尊重することには変わりはない。「出所原則」「原秩序尊重の原則」「原形保存の原則」「記録の原則」などに従うならば、すなわち出所、原秩序、原形、記録はすべて「エッセンス」として保存する必要がある。

また「エッセンス」保存は、予防的保存とも矛盾しない。予防的保存とは、「傷んでから直す」のではなく、日頃から環境を整え、劣化を防ぐことであるため、できる限り原形に手を加えないものと認識されている向きもある。

しかし予防的保存とは、何の処置も施さないということではなく、予め対策するということがあり、そのためには積極的な現状変更が必要となる場合もある。館においても、特定歴史公文書等に、

くん蒸、ホチキス外しなどの保存処置をし、虫損やサビによる劣化を予防している。これらの保存処置は、くん蒸剤による外観変化や、ホチキスによる資料のまとまりを無くすなど、受入れ時の状態から変化を引き起こしうる。電子公文書等において、受入れ時に、媒体変換やフォーマット変換をしていることも、まさに劣化や陳腐化に対する予防的保存であるといえる。実際、IFLA (International Federation of Library Associations and Institutions: 国際図書館連盟) の「図書館資料の予防的保存対策の原則」においても、音声・画像資料の磁気媒体に限られた説明ではあるが、「バックアップおよび媒体変換」や「マイグレーション」は、予防的保存の対策として記載されている⁸⁷。

こうしてみると、何が「エッセンス」かを予め決めておかななくては、予防的保存はできないことがわかる。「何もしないアプローチ」は、一見、すべてを残しているようでいて、実は何が残り、何が失われているかを明確にできていないことが多いのではなかろうか。実効性のある予防的保存のためには、「エッセンス」が明確にされている必要があり、その「エッセンス」を維持するために必要な処置を事前にとる必要がある。このように、「エッセンス」保存は、予防的保存をより積極的かつ実効性のあるものとして実施していくためにも有効な概念である。

また「エッセンス」保存において、記録の外部にある「エッセンス」であるコンテキストは、最も重要なものである。紙媒体等において、メタデータの保存の重要性は、媒体から推測可能な部分もあるために、さほど強調されないが、記録の意味を理解するためには、記録の作成の原因となった任務、機能、活動、その作成を取り巻く状況、及び記録が作成され、使用された組織的な枠組みを記述し、利用者に提供する必要がある。

以上から、館の保存対策方針において、事実上、既に基本的な考え方であると考えられるアーカイブズの原則の尊重、予防的保存、メタデータの保存に加えて、特に「エッセンス」保存の考え方を示すものとして、以下の2点を加えることを提案したい。

1. 館における特定歴史公文書等の保存とは、利用可能性を将来にわたり維持することである。
2. 館は、特定歴史公文書等が持つ多様な情報の中から、記録の価値を維持するために不可欠な特性を保存する。

3. 3 小括

「エッセンス」の概念は、電子記録より以前から取り扱ってきた媒体における重要性の判断等を基にしており、特定歴史公文書等全体に適用できるものである。何が「エッセンス」になるかを検討する上では、館の所蔵資料に対して多様な価値が見出しうるが、特定歴史公文書等としての価値を基準とする必要があるだろう。

「エッセンス」保存は、館のこれまでの保存における基本的な考え方であるアーカイブズの原則や、予防的保存とも整合している。保存対策方針の基本的な考え方に、「エッセンス」保存の核となる2つの考え方、すなわち利用可能性の維持と、保存すべき不可欠な特性の明確化を加えることで、電子公文書等に対する保存処置が、特定歴史公文書等の保存対策方針に適切に位置づけられることが明確になると考える。

おわりに

電子公文書等の保存については、内閣府と館が一体となり検討してきた。電子公文書等の保存には、媒体変換や長期保存フォーマットへの変換として、「エッセンス」保存の考えが取り入れられており、館における電子公文書等の保存に関する関連法令や規則においても、廃棄や媒体変換において、「エッセンス」保存の考え方が見られる。

わが国の「エッセンス」の概念は、ICA や NAA の影響下に取り入れられたが、国際的な概念の形成過程を確認すると、アクセス可能性の維持のために、アーカイブズが主体的に決定するものとされている。「エッセンス」の概念は、長期保存に関する国際標準等に取り入れられると共に、国際的な調査研究が広く行われ、その結果として実用化も進んできている。一方で、「エッセンス」の決定においては、誰がどのように決定するのか、またどの範囲が「エッセンス」となるのか、運用上の問題も指摘されている。記録の長期保存が義務付けられた組織にとって、「エッセンス」は説明責任のある保存を実行するために有用な概念であり、既に実務にも適用されているが、現在は、「エッセンス」を決定し合意するためのプロセスについて、スキームが求められている状況と言えよう。

何より「エッセンス」保存は、館においてこれまでも実質的には取り組まれてきたものの、まだ十分に浸透していない概念である。館における「エッセンス」の決定にあたっては、その範囲について、移管元機関や利用者等のステークホルダーの「常識」を意識する必要があるが、何が「エッセンス」になるかを検討する上では、特定歴史公文書等としての価値に基準をおく必要があるだろう。

「エッセンス」の概念は、実のところ、電子記録よりも前から取り扱ってきたアナログ媒体における重要性の判断等の経験を基にしており、特定歴史公文書等全体に適用できるものである。「エッセンス」保存は、館のこれまでの保存における基本的な考え方であるアーカイブズの原則や、予防的保存とも整合している。本稿では、館の保存対策方針の基本的な考え方に、「エッセンス」保存の核となる2つの考え方、すなわち利用可能性の維持と、保存すべき不可欠な特性の明確化を提案した。これにより、電子公文書等に対する保存処置が、特定歴史公文書等の保存対策方針に適切に位置づけられることが明確になると考える。

電子公文書等の「エッセンス」保存の概念は、アーカイブズが将来に何を残せば十分と考えるかを改めて問い直したに過ぎないのであり、特定歴史公文書等の保存全体に通じるものである。今後の電子的管理の推進においては、電子公文書等に対する保存処置を関係者が十分に理解して一体となり、特定歴史公文書等の保存対策方針における基本的な考え方のもとで、既存の業務のあり方をシフトしていく必要があるだろう。

¹ 「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和3年4月14日一部改正）、<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/hozonriyou-gl.pdf>（参照、2021年11月14日）。

² 独立行政法人国立公文書館「令和2年度業務実績等報告書」、2021年6月、p.19、http://www.archives.go.jp/information/pdf/r2/results2020_honbun.pdf（参照、2021年11月14日）。

³ 独立行政法人国立公文書館「令和2年度 独立行政法人国立公文書館業務実績等報告書 資料編」、2021

- 年6月、資料6「特定歴史公文書等の現況」、
http://www.archives.go.jp/information/pdf/r2/results2020_siryou.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ⁴ 前掲注(3)、資料7「各府省等別歴史公文書等の受入れ等冊数」。
- ⁵ 前掲注(2)、p.19。
- ⁶ 内閣府大臣官房公文書管理課「令和元年度における公文書等の管理等の状況について」、2021年3月、p.8、https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/houkoku/2019/pdf/2019_houkoku.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ⁷ 例えば行政機関に対しては「行政文書の管理に関するガイドライン」の別表第2「保存期間満了時の措置の設定基準」において、保存期間満了後に国立公文書館等に移管に該当するかの基本的考え方及び具体的な移管・廃棄の判断指針が示され、各行政期間ではこれにもとづき標準文書保存期間基準を定め公表している。そして館においては、標準文書保存期間基準を参考とすることで、保存期間満了時の措置の適否に係る専門的技術的助言を実施しており、令和2年度においては、約359万件の行政文書ファイル等を確認している。「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和2年7月7日一部改正)別表第2「保存期間満了時の措置の設定基準」、<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kanri-gl.pdf> (参照、2021年11月14日)。
- ⁸ 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会「中間取りまとめ」、2003年7月、https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kenkyukai/tyukan_matome/150728tyukan.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ⁹ 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会「諸外国における公文書等の管理・保存・利用にかかる実態調査報告書」、2003年12月、https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kondankai/houkokusho2/houkokusho2.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ¹⁰ 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について－未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて－」、2004年6月、p.35、https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kondankai/houkokusho1/houkokusho1.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ¹¹ 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会「中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書」、2006年6月、https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kondankai/houkokusho2/houkokusho2.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ¹² 前掲注(11)、p.13。
- ¹³ 前掲注(11)、p.16。
- ¹⁴ 前掲注(11)、p.18。
- ¹⁵ 前掲注(11)、p.19。
- ¹⁶ 独立行政法人国立公文書館「独立行政法人国立公文書館中期目標(平成17年度～21年度)」、p.2、http://www.archives.go.jp/information/pdf/cyuki_mokuhyou2.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ¹⁷ 独立行政法人国立公文書館「独立行政法人国立公文書館中期計画(平成17年度～21年度)」、p.2、http://www.archives.go.jp/information/pdf/cyuki_keikaku2.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ¹⁸ 国立公文書館「電子媒体による公文書等の適切な移管・管理・利用に向けて－調査研究報告書－」、2006年3月、http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/hourei3_12.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ¹⁹ IT戦略本部「重点計画-2007」、2007年7月26日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070726honbun.pdf> (参照、2021年11月14日)。
- ²⁰ 内閣府「平成20年度電子公文書等の管理・移管・保存・利用システムに関する調査報告書」、2009年3月、http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/denshi5_1.pdf (参照、2021年11月14日)。
- ²¹ ISO 19005-1:2005 Document management – Electronic document file format for long-term preservation –。
- ²² 例えば、ファイル・フォーマット類型として挙げたうち、文書作成、表計算、プレゼンテーション、画像については長期保存フォーマットを定めたものの、音声及び動画の長期保存フォーマットは定め

- られていない。
- ²³ 独立行政法人国立公文書館「電子公文書等の適切な保存に係る調査検討報告書」、2020年7月、http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/chousa_houkoku.pdf（参照、2021年11月14日）。
- ²⁴ 公文書管理研究会『逐条解説公文書管理法・施行令』新版、ぎょうせい、2020年、p.72。
- ²⁵ 前掲注(24)、p.190。
- ²⁶ 本稿の執筆時点において「行政文書の管理に関するガイドライン」の大幅な見直しが行われている。本稿の記述は令和2年7月7日改正の版に拠ったものである。
- ²⁷ 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学会用語辞典』第5版、丸善出版、2020年。
- ²⁸ なお本稿では触れることができなかったが、館の電子公文書等の保存においては、移管元行政機関等から受領したメタデータ等をもとに、「エッセンス」のひとつである作成のコンテキストを保存することとしている。
- ²⁹ 「国・地域別報告：日本 日本における電子政府化の進展と電子記録長期保存へ向けた取組み」『アーカイブズ』31号、国立公文書館、2008年1月、p.61、http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_31_p59.pdf（参照、2021年11月14日）。
- ³⁰ 中島 康比古「日本における電子政府化の進展と電子記録長期保存に向けた取組み」『アーカイブズ』34号、国立公文書館、2008年12月、p.37-42、http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_34_p371.pdf（参照、2021年11月14日）。
- ³¹ 前掲注(20)、p.5。
- ³² 中島康比古「電子公文書等の長期保存—国立公文書館の取組みを中心として—」『レコード・マネジメント』no.53、記録管理学会、2007年、p.23。
- ³³ 前掲注(32)、p.22。
- ³⁴ 小川千代子『電子記録のアーカイビング』日外アソシエーツ、2003年、p.190。
- ³⁵ 国際公文書館会議電子記録委員会『アーカイブズの観点から見る電子記録管理ガイド』（ICA報告書8）、独立行政法人国立公文書館訳、2006年[国際公文書館会議、1997年]、p.52、http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ICASTUDY8_ELECTRONIC_RECORDS_JPN.pdf（参照、2021年11月14日）。
- ³⁶ 前掲注(34)、p.155。
- ³⁷ 記録管理の国際標準であるISO 15489-1（Information and documentation — Records management — Part 1: Concepts and principles）の原案を作成したISOの技術委員会（TC）のひとつであるTC46に設けられた分科委員会SC11と、InterPARES（International Research on Permanent Authentic Records in Electronic Systems：電子システムにおける永久真正記録に関する国際研究）プロジェクトが特に寄与したものとして挙げられている。
- ³⁸ 国際公文書館会議電子環境における現用記録委員会『電子記録：アーキビストのためのワークブック』（ICA報告書16）、独立行政法人国立公文書館訳、2006年[国際公文書館会議、2005年]、p.53、http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ICASTUDY16_ELECTRONIC_RECORDS_JPN.pdf（参照、2021年11月14日）。
- ³⁹ JISC（イギリス高等教育評議会の合同情報システム委員会）が設立した、CURL（大学研究図書館連合）の3機関であるリーズ大学、ケンブリッジ大学、オックスフォード大学の共同プロジェクトである。
- ⁴⁰ PREMIS編集委員会編『PREMIS保存メタデータのための辞書第2.0版』栗山正光訳、日本図書館協会、2010年、p.9。
- ⁴¹ ISO 14721:2003（Space data and information transfer systems — Open archival information system — Reference model）。なお現在はISO 14721:2012が最新である。
- ⁴² The Cedars Project Team. “The Cedars Project Report.”, 2001, p.72, <http://www.webarchive.org.uk/wayback/archive/20050410120000/http://www.leeds.ac.uk/cedars/pubconf/papers/projectReports/CedarsProjectReportToMar01.pdf>（Accessed 2021-11-14）。
- ⁴³ 前掲注(42)、p.14。
- ⁴⁴ 前掲注(42)、p.72。

- ⁴⁵ 前掲注(42)、p. 14.
- ⁴⁶ 「Creative Archiving at Michigan and Leeds: Emulating the Old on the New: 古い記録を新しい記録にエミュレートする、Emulation をベースにした電子記録資料の保存方法の開発」は、JISC とアメリカ国立科学財団が出資するミシガン大学（米国）とリーズ大学（英国）の共同プロジェクトである。
- ⁴⁷ DLM フォーラムは、欧州委員会により、EU 加盟国間での電子記録アーカイブの分野における広範な協力の可能性を調査し、促進し、実施する目的で1994年に設立された。1996年に最初の会合を実施し、3年に1度大規模な会議を開催している。
- ⁴⁸ Hedstrom, Margaret and Christopher A. Lee. “Significant properties of digital objects: definitions, applications, implications.” In Proceeding of the DLM Forum 2002: Parallel session 3, p. 219, https://ils.unc.edu/callee/sigprops_dlm2002.pdf (Accessed 2021-11-14).
- ⁴⁹ The Cedars Project. “Cedars Guide to preservation metadata.”, 2002, <https://purehost.bath.ac.uk/ws/portalfiles/portal/592202/metadataguide.pdf> (Accessed 2021-11-14).
- ⁵⁰ The OCLC/RLG Working Group on Preservation Metadata. “Preservation Metadata and the OAIIS Information Model: A Metadata Framework to Support the Preservation of Digital Objects.”, Online Computer Library Center, 2002, https://www.oclc.org/content/dam/research/activities/pmwg/pm_framework.pdf (Accessed 2021-11-14).
- ⁵¹ PREMIS Working Group. “Data Dictionary for Preservation Metadata: Final Report of the PREMIS Working Group.”, 2005, https://www.loc.gov/standards/premis/v1/premis-dd_1.0_2005_May.pdf (Accessed 2021-11-14).
- ⁵² 前掲注(51)、p. 2-27.
- ⁵³ Heslop, Helen, Simon Davis and Andrew Wilson. “An Approach to the Preservation of Digital Records.”, National Archives of Australia, 2002, <https://www.naa.gov.au/sites/default/files/2020-01/An-Approach-to-the-Preservation-of-Digital-Records.pdf> (Accessed 2021-11-14).
- ⁵⁴ 前掲注(53)、p. 7.
- ⁵⁵ 前掲注(53)、p. 11.
- ⁵⁶ 前掲注(53)、p. 14.
- ⁵⁷ 前掲注(53)、p. 15.
- ⁵⁸ 前掲注(53)、p. 15.
- ⁵⁹ InterPARES Project. “Authenticity Task Force Report.” In The Long-term Preservation of Authentic Electronic Records: Findings of the InterPARES Project, p. 1, http://www.interpares.org/book/interpares_book_d_part1.pdf (Accessed 2021-11-14).
- ⁶⁰ 前掲注(59)、p. 32.
- ⁶¹ NAA のパフォーマンス・モデルによるノーマライゼーション（標準化）アプローチ、アメリカ国立公文書記録管理院（NARA）のERA（Electronic Record Archives）プログラム、イギリス国立公文書館（TNA）のSeamless Flowプログラム、オランダのデジタル保存テストベッド、EUが共同出資しているPLANETS（Preservation and Long-term Access through Networked Services）プロジェクトなどである。
- ⁶² イギリスのJISCが設立したプロジェクトで、人文科学データサービス（Arts and Humanities Data Service）が2008年まで、その後キングス・カレッジ・ロンドンのeリサーチセンターが2009年まで主導した。InSPECTの概要と成果は、<https://significantproperties.kdl.kcl.ac.uk/index.html> (Accessed 2021-11-14).
- ⁶³ Wilson, Andrew. “Significant Properties Report.”, InSPECT Work Package 2.2, Draft/Version 2, 2007, https://significantproperties.kdl.kcl.ac.uk/wp22_significant_properties.pdf (Accessed 2021-11-14).
- ⁶⁴ 前掲注(63)、p. 8.
- ⁶⁵ 前掲注(63)、p. 7.
- ⁶⁶ Knight, Gareth and Digital Curation Specialist. “InSPECT Framework Report.”, InSPECT Work

- Package 3.3, Version 2.1, 2009, <https://significantproperties.kdl.kcl.ac.uk/inspect-framework.pdf> (Accessed 2021-11-14).
- ⁶⁷ NARA Advisory Committee on the Electronic Records Archives (ACERA). “Significant Properties: Electronic Records Transformation Considerations.”, 2010, <https://www.archives.gov/files/era/acera/pdf/significant-properties.pdf> (Accessed 2021-11-14).
- ⁶⁸ 前掲注(67)、p. 8.
- ⁶⁹ 前掲注(67)、p. 10.
- ⁷⁰ Dappert, Angela and Adam Farquhar. “Significance is in the Eye of the Stakeholder.” In Proceedings of the 13th European Conference on Research and Advanced Technology for Digital Libraries, 2009, https://www.planets-project.eu/docs/papers/Dappert_Significant_Characteristics_ECDL2009.pdf (Accessed 2021-11-14).
- ⁷¹ 前掲注(70)、p. 302.
- ⁷² Yeo, Geoffrey. “‘Nothing is the same as something else’: significant properties and notions of identity and originality.” *Archival Science* 10 (2), 2010.
- ⁷³ 前掲注(72)、p. 9.
- ⁷⁴ InSPECT が 2008 年に出した報告書 (Knight, Gareth. “Framework for the definition of significant properties.” InSPECT Work Package 3.3, Version 1, 2008.) と比べて、2009 年の最終報告書 (前掲注(66)) では、重要性の決定にあたって、従来の「オブジェクトの分析」に加えて「ステークホルダーの要求の分析」が二本目の柱とされており、InSPECT も総合的な結論としては、記録そのものだけでなく、ステークホルダーの分析を要件としている。
- ⁷⁵ 前掲注(72)、p. 13.
- ⁷⁶ Corrado, Edward M and Heather Moulaison Sandy. “Digital preservation for libraries, archives, and museums.” Second edition, Rowman & Littlefield, 2017, p. 229.
- ⁷⁷ Consultative Committee for Space Data Systems (CCSDS). “Reference Model for an Open Archival Information System (OAIS).” Recommended Practice, Issue 2, 2012, p. 26, <https://public.ccsds.org/pubs/650x0m2.pdf> (Accessed 2021-11-14).
- ⁷⁸ NARA. “U. S. National Archives and Records Administration Digital Preservation Framework.”, <https://github.com/usnationalarchives/digital-preservation> (Accessed 2021-11-14).
- ⁷⁹ Veenendaal, Remco, Pepijn Lucker and Cassandra Sijtsma, “Significant Significant Properties.”, 2018, <https://openpreservation.org/wp-content/uploads/2018/10/Significant-Significant-Properties.pdf> (Accessed 2021-11-14).
- ⁸⁰ 前掲注(72)、p. 11.
- ⁸¹ 前掲注(53)、p. 10.
- ⁸² 前掲注(48)、p. 218.
- ⁸³ 前掲注(48)、p. 219.
- ⁸⁴ 歴史公文書等保存方法検討有識者会議「歴史公文書等保存方法検討報告書」、2011年3月、<http://www.archives.go.jp/about/activity/pdf/hozonkentou.pdf> (参照、2021年11月14日)。
- ⁸⁵ 前掲注(84)、p. 34。
- ⁸⁶ 前掲注(84)、p. 7。
- ⁸⁷ エドワード・P. アドコック編集、マリー＝テレーズ・バーラモフ、ヴィルジニー・クレンブ編集協力『IFLA 図書館資料の予防的保存対策の原則』木部徹監修、国立国会図書館翻訳、日本図書館協会資料保存委員会、2003年、p. 76。

(電子公文書係長)